

日本で指定されている飼料添加物（3-1） 飼料が含有している栄養成分の有効利用の促進を目的としたもの（合成抗菌剤：5種類） 2018年5月現在

名称	1976 7/24	1980 11/19	1982 7/27	1984 7/6	1986 10/15	1988 12/25	1990 3/20	1993 6/22	1993 12/20	1994 7/18	2001 3/7	2013 9/2	2018 7/1
アンブルリウム・エトパベート	指定											規格改正	
アンブルリウム・エトパベート・スルファキノキサリン	指定											規格改正	
塩酸ロベニディン	指定			取消									
オラキンドックス			指定							規格改正	取消		
カプリロヒドロキサム酸	指定				取消								
カルバドックス	指定			取消									
クエン酸モランテル					指定			規格改正				規格改正	
クロピドール	指定			添加量変更			取消						
ジニドルミド *	指定	名称変更		取消									
デコキネート	指定					規格改正						規格改正	取消
ナイカルバジン	指定			添加量変更					対象飼料変更（プロイラー前期のみ）			規格改正	
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム						指定						規格改正	

注) 飼料添加物の名称を表示する場合、() 欄の名称を使用してもよい * 指定時の名称は「ゾーリン」 赤字表記は既に飼料添加物としての指定が取り消されたもの